

セントラル方式に基づく系統確保スキーム

- これまで、個別の事業者が確保した系統接続契約を発電事業者公募に活用し、選定された事業者がその系統を承継することを前提とした制度運用が行われていたが、①適切な出力規模となっていない可能性や、②複数事業者による重複した系統確保等の課題が存在。
- 上記の観点を踏まえ、再エネ海域利用法の対象となる案件については、国が系統接続に関する交通整理を行う「系統確保スキーム」を適用することを原則とし、合理的な系統接続の方針を整理する取組を進めている。

※現在、北海道石狩沖、岩宇・南後志地区沖、島牧沖、檜山沖、松前沖、秋田県秋田市沖、岩手県久慈市沖及び富山県東部沖が対象。

